議案参考資料

[令和6年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係]

税 務 課 資産税担当

議案名

報告第3号 専決処分(桐生市都市計画税条例の一部改正)の承認を求めるについて

趣旨・目的

地方税法等の一部改正に伴い、桐生市都市計画税条例について所要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、令和6年3月31日に専決処分をもって措置したものです。

概要

- 1 土地に係る都市計画税の負担調整措置について、現行の仕組みを 3 年間 (令和6年度~令和8年度)継続します。
- 2 法律が改正されたことにより生じた適用条項のずれの修正及び文言整理を行います。

(施行期日:令和6年4月1日)

背景・経過

現下の経済社会情勢等を踏まえ、土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整等を行う必要があることから、地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)が令和6年3月30日に公布され、一部規定を除き同年4月1日から施行されました。